

基 山 町 農 業 委 員 会 会 議 録

令和 7 年 5 月 1 日委員会会長は、委員を基山町役場 2 0 3 会議室に招集し委員会議を開催する。

出席者 1 3 名 欠席者 1 名

番 委 員	委 員 氏 名	出 欠	番 委 員	委 員 氏 名	出 欠
1	村 山 孔 治	出席	8	大 久 保 利 治	出席
2	松 野 孝 敏	出席	9	岸 勝 則	出席
3	寺 崎 和 美	出席	1 0	天 本 三 雄	出席
4	大 村 和 則	出席	1 1	平 野 守	出席
5	中 村 俊 夫	出席	園部	中 村 静 佳	出席
6	木 原 秀 樹	出席	宮浦	吉 田 猛	欠席
7	内 山 学	出席	長野・小倉	重 松 謙 司	出席

本 会 の 書 記 島 寄 弘 一 朗

審 議 事 項

- | | | |
|---------------|--------------------|-------|
| (1) 議案第 1 1 号 | 農地法第 5 条の規定による許可申請 | 1 件 |
| (2) 議案第 1 2 号 | 農用地利用集積等促進計画について | 1 3 件 |
| (3) 報告第 1 0 号 | 農地法施行規則該当転用届出受理報告 | 1 件 |
| (4) 報告第 1 1 号 | 使用貸借による解約通知受理報告 | 1 件 |
| (5) その他 (1) | 地域計画変更申出について | 1 件 |

審議開始 9 時 0 0 分

審議終了 1 0 時 3 0 分

令和 7 年 5 月 農業委員会 議事録

会 長 あいさつ

議 長

只今から、令和 7 年第 5 回定例農業委員会を開催します。本日の会議録署名人は、4 番委員と 5 番委員にお願いします。

早速、審議に入ります。議案第 11 号農地法第 5 条の規定による許可申請があったので許可をもとめます。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 11 号 朗読

この件につきましては、資材置場を建設するために農地を一時転用するものです。

申請理由につきましては、白坂地区の造成工事のために真砂土、碎石置き場が必要となったことから、賃借権を設定し、1,968㎡の畑を資材置場として転用する計画を立てたものです。

賃借料は 1 筆当たり 50,000 円です。期間は 1 年です。1 年後は、農地を復元して所有者へ変換されます。

その他の候補地についても検討をされましたが、要件が合わず、この土地を選定されています。

今回の申請地農地区分要件は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の、生産力の低い農地であることから、第 2 種農地「第 2 の 1 の (1) のカの (ア)」に該当し、許可基準は周辺の土地に立地することが困難な場合は許可し得る「第 2 の 1 の (1) のカの (イ)」に該当すると考えております。

場所は第 1 区長谷川集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

2 番委員

白坂宅地開発に伴っており、排水に影響があるため、周囲の方に説明するよう伝えているので問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第 11 号 1 番について許

可したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第１１号１番について、全員一致ではございませんでしたが、決定いたします。

次に、議案第１２号農地中間管理事業の促進に関する法律の規定による申出があったので意見を求めます。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第１２号１番朗読

この件につきましては、借り手の要望により使用貸借権を設定するものです。期間は３年です。場所は、第１区信和自動車東側にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

園部推進委員

借り手の方は近くの農地を耕作しており、家も近所でしっかり管理できるため問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第１２号１番について意見を決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第１２号１番について、全員一致で決定します。

次に、議案第１２号２番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第１２号２番朗読

この件につきましては、借り手の要望により使用貸借権を設定するものです。期間は３年です。場所は、第１区ダイアン工業株式会社付近にある圃場及び鎮西隈集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

4 番委員

今回の場所は上の段、下の段のような形で分かれており、荒れている状況ではあるが、上は畑、下は田でしっかりやるとのこと。人数も確保できているとこのことのため、問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第 12 号 2 番について意見を決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第 12 号 2 番について、全員一致で決定します。

次に、議案第 12 号 3 番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 12 号 3 番朗読

この件につきましては、借り手の要望により使用貸借権を設定するものです。期間は 5 年です。場所は、第 6 区菖蒲坂溜池西側付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

8 番委員

昨年イノシシの被害にあい、米の収穫ができなかった場所であるため、被害対策が必要ということを伝えています。問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第 12 号 3 番について意見を決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第 1 2 号 3 番について、全員一致で決定します。

次に、議案第 1 2 号 4 番から 1 3 番については再設定ですので朗読は省略します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第 1 2 号 4 番

この件につきましては、貸し手の要望により賃貸借権を設定するものです。賃借料は10 a 当たり5,000円です。期間は3年です。場所は、鳥栖JCT東側付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

委 員

更新のため問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第 1 2 号 4 番について意見を決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第 1 2 号 4 番について、全員一致で決定します。

次に、議案第 1 2 号 5 番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第 1 2 号 5 番

この件につきましては、貸し手の高齢化により使用貸借権を設定するものです。期間は4年10ヶ月です。場所は、第1区馬場集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

2 番委員

特に問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第１２号５番について意見を決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第１２号５番について、全員一致で決定します。

次に、議案第１２号６番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第１２号６番

この件につきましては、貸し手の要望により使用貸借権を設定するものです。期間は３年です。場所は、第１区三ヶ敷集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

２番委員

園部宮農組合で管理できており、問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第１２号６番について意見を決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第１２号６番について、全員一致で決定します。

次に、議案第１２号７番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第１２号７番

この件につきましては、借り手の要望により使用貸借権を設定するものです。期間は５年です。場所は、第２区小松集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

4 番委員

だいぶ前から野菜を作っており問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第 1 2 号 7 番について意見を決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第 1 2 号 7 番について、全員一致で決定します。

次に、議案第 1 2 号 8 番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第 1 2 号 8 番

この件につきましては、借り手の要望により使用貸借権を設定するものです。期間は 5 年です。場所は、第 2 区小松集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

4 番委員

特に問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第 1 2 号 8 番について意見を決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第 1 2 号 8 番について、全員一致で決定します。

次に、議案第 1 2 号 9 番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第12号9番

この件につきましては、借り手の要望により使用貸借権を設定するものです。
期間は5年です。場所は、第2区葬祭公園南東付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありました、何か意見はありませんか。

3番委員

借り手の方が耕作されてある所を確認しに行ったが、きれいにされており熱心に耕作される方であるため、問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第12号9番について意見を決定したいと思います、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第12号9番について、全員一致で決定します。

次に、議案第12号10番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第12号10番

この件につきましては、借り手の要望により使用貸借権を設定するものです。
期間は5年です。場所は、第2区ミキファーム北側及び第4区消防基山分署北側付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありました、何か意見はありませんか。

3番委員

特に問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第12号10番について意見を決定したいと思います、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第１２号１０番について、全員一致で決定します。

次に、議案第１２号１１番について、事務局から説明をお願いします。

また、３番委員に関する案件となりますので、審議の途中退室をお願いします。

３番委員退室

事務局 議案第１２号１１番

この件につきましては、貸し手の高齢化により使用貸借権を設定するものです。期間は５年です。場所は、第２区ミキファーム東側にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

１０番委員

特に問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第１２号１１番について意見を決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第１２号１１番について、全員一致で決定します。

次に、議案第１２号１２番について、事務局から説明をお願いします。

３番委員入室

事務局 議案第１２号１２番

この件につきましては、借り手の要望により使用貸借権を設定するものです。期間は３年です。場所は、第４区基山町合宿所北側にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

6 番委員

きれいに管理されており問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第 1 2 号 1 2 番について意見を決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第 1 2 号 1 2 番について、全員一致で決定します。

次に、議案第 1 2 号 1 3 番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第 1 2 号 1 3 番

この件につきましては、貸し手の要望により使用貸借権を設定するものです。期間は 5 年です。場所は、第 6 区池の坂ため池南側にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

1 0 番委員

問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第 1 2 号 1 3 番について意見を決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第 1 2 号 1 3 番について、全員一致で決定します。

次に、報告第 1 0 号農地法施行規則該当転用について届出があったので受理した

ことを報告します。事務局より説明をお願いします。

事務局 報告第10号1番 朗読

この件につきましては、申請人が所有する181㎡の畑を転用し農業用倉庫を建設するものです。

耕作の事業を行う者がその農地をその者の耕作の事業に供する他の農地の保全若しくは利用の増進のため農業用施設に供する場合で、その転用する農地の面積が、2アール未満である場合は、農地法施行規則第29条第1号の規定する農地の転用の制限の例外に該当します。

届出を受理し受理通知書を交付します。場所は、第7区長野集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

1 番委員

水稻、野菜を作られており問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。意見がないようですので報告第10号1番を終わります。次に、報告第11号使用貸借による解約通知があったので、受理したことを報告します。事務局より説明をお願いします。

事務局 報告11号1番 朗読

この件につきましては、借り手の要望により解約の申し出がありましたので届出を受理し受理通知書を交付します。場所は、第6区菖蒲坂溜池西側付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

意見がないようですので報告第11号1番を終わります。

次に、その他（1）地域計画の変更申出について事務局から説明をお願いします。

事務局 その他（1）

この件につきましては、申出人が所有者の田を転用し分家住宅の建設をする

ために当該農地を地域計画に位置付けられた農地から除外するものです。申請農地面積は402.62㎡です。この計画の変更について農業委員の意見を求めます。場所は、第1区金丸集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

2番委員

特に問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。意見がないようですので、その他（1）は終わ以上、本日の議題等が終了しましたが、全体を通して何かご意見はございませんか。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何かご意見はありませんか。

意見がないようでしたら、その他（1）について、承認される方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

その他（1）について、全員一致で承認します。5月1日の広報に掲載したいと思います。

以上、本日の議題等が終了しましたが、全体を通して何かご意見はございませんか。

これで本日すべての審議が終了しましたので、これをもちまして、本日の農業委員会を閉会します。

令和 7 年 5 月 1 日

署名人

議 長

委 員

委 員